

◎新潟県告示第1406号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和3年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 漁業権者の名称及び住所

阿賀野川漁業協同組合（東蒲原郡阿賀町石間3881－4）、東蒲原郡漁業協同組合（東蒲原郡阿賀町津川466－1）、新潟市大形地区漁業協同組合（新潟市中央区西堀通4番町259－58）、松浜内水面漁業協同組合（新潟市北区松浜7丁目3641）

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
<p>（釣堀的漁場）</p> <p>第11条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。</p> <p>（1） 名称 阿賀町新谷川沿釣場</p> <p>（2） 区域 東蒲原郡阿賀町岡沢字屋敷平（新谷地内）新谷川2号堰堤下流150mの新谷川起点から新谷川1号堰堤上流100mまでの1,100mの区域</p> <p>（3） 期間 <u>2022年1月1日から2022年12月31日までの期間</u></p> <p>（4） 濃密放流する魚種 いwana、やまめ、にじます</p> <p>（5） 漁具・漁法 釣竿</p> <p>（6） 遊漁料 2,000円</p>	<p>（釣堀的漁場）</p> <p>第11条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。</p> <p>（1） 名称 阿賀町新谷川沿釣場</p> <p>（2） 区域 東蒲原郡阿賀町岡沢字屋敷平（新谷地内）新谷川2号堰堤下流150mの新谷川起点から新谷川1号堰堤上流100mまでの1,100mの区域</p> <p>（3） 期間 <u>2021年1月1日から2021年12月31日までの期間</u></p> <p>（4） 濃密放流する魚種 いwana、やまめ、にじます</p> <p>（5） 漁具・漁法 釣竿</p> <p>（6） 遊漁料 2,000円</p>

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和4年1月1日